点 市民協働推進基本計画

~ パートナーシップによるまちづくりのために~

平成16年3月 呉 市

「市民協働による活力と魅力ある個性豊かなまちづくり」

吳市長 小*注原* 正也

近年の呉市を取り巻く情勢は,少子・高齢化や高度情報化の進行,環境保全意識の高まり,経済の低迷,更には地方分権や市町村合併の取組など,予想以上の勢いで時代が変わりつつあり,本市においても市民の価値観が多様化・複雑化し,様々な分野での課題に直面しています。

このような中で,多くの課題を解決するために本市では,第3次長期総合計画において,市民と行政が協働して市民主体の新たなまちづくりを図ることとし,そのような視点から様々な施策を展開しているところです。その一環として,市制100周年を迎えた平成14年度には,市民協働推進懇話会からの提言を基に,「呉市市民協働推進条例」を制定し,平成15年度は,条例に基づく「市民協働推進委員会」を設置し,その中で市民協働の具体化に向けて,基本計画の策定のための答申をいただきました。

このたび策定する市民協働推進基本計画は,市民協働推進委員会での活発な議論や,ワークショップ,そして素案に対するパブリックコメントなど,市民の皆様の意見を幅広く反映しながら,作りあげた,まさに市民の皆様との協働の成果であります。

今後,この市民協働推進基本計画に基づき,市民の自発的な活動の推進を図る具体的事業を実施することにより,市民と行政が一体となって活力と魅力のある個性豊かな地域社会の発展に努めてまいりたいと考えています。

目 次

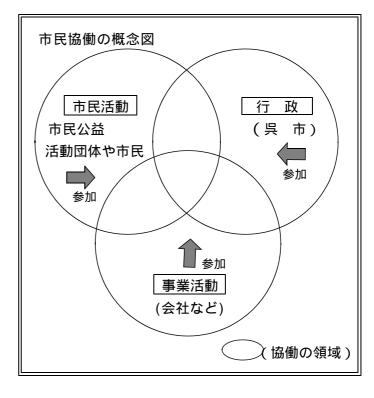
| 1 | | 市民協働の概念 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 1 |
|-------|------------------|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--------|-----------------------|
| (| 1 2 | 市民協働の社会的意義)まちづくりを進めていく』)新たな公共サービスの提付)自己実現・生きがいの場 | | 動 | 力 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 2 |
| (| 1 2 3 | 市民協働の役割分担) 市民の役割) 市民公益活動団体の役割) 事業者の役割) 市の役割 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 2 |
| (| 1 2 3 4 | 市民協働の基本原則)対等の原則)相互理解の原則)自主性・自立性の原則)目的共有の原則)公開透明性の原則 | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 3 |
| (| 1 | 呉市の市民協働の現状と課題) 現状) 課題 | 題 | | | | | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 4 |
| 6 | | 基本計画の期間 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | | 6 |
| (((| 1 2 3 4 | 基本計画の内容)推進体制のしくみづくり)情報の共有化)活動拠点の整備)人材の育成・啓発 ・)財政的支援 | • | • | | | | | | | | | | | | • | | | | | 1 | 6 7 9 0 1 |
| 参 | | 資料 市民協働推進基本計画の施設 呉市市民協働推進委員会名第 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 1 | 5 7 |
| | | 呉市市民協働推進条例 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 8 |

1 市民協働の概念

2 1世紀を迎えて,少子・高齢化の 進行や環境問題など,呉市は多くの課 題に直面しています。

また分権型社会の進展により自治体 の権限が拡大し,自治体が自らの判断 と責任でまちづくりをすることが求め られています。

こうした社会状況の中で,多くの市 民がまちづくりに対して直接行動し, 参加する必要性を感じボランティア活 動やコミュニティ活動等,独自の市民 公益活動に取り組んできました。本市 におきましても,自治会や女性会等数 多くの市民公益活動団体が地域活動や 社会福祉・保健医療・環境保全・教育

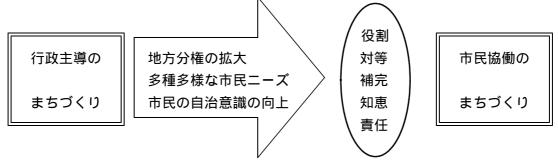


・国際交流等,多方面に活躍しており,これらの団体と密接な連携をとりながら市政を 進めてきました。

しかし,今後益々厳しい行財政環境の下では,常に公平性,中立性を求められる行政が,多様化するすべてのニーズに十分対応できるかどうかなどが問われるようになりました。

これからの市政は、行政だけで対応しきれない個別のニーズに対して、行政だけでなく、市民との協働が不可欠となっており、個々の市民、市民公益活動を行う団体、事業者がお互いの存在を理解、尊重し、それぞれの役割を分担しながら、対等の立場で連携し、足りない点を補完しあい、それぞれが自らの知恵と責任において行動することによって活力ある地域社会をつくるという「市民協働」の仕組みが重要となってきました。

呉市市民協働推進条例では,「市民協働」を不特定かつ多数の者の利益の増進を図ることを目的として,市民,市民公益活動団体,事業者及び市が,その自主的な行動の下に,お互いに良きパートナーとして連携し,それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組むことと定義しています。



2 市民協働の社会的意義

(1)まちづくりを進めていく原動力

地方分権時代を迎えた今日,個性豊かな特色あるまちづくりを目指すためには市民との「協働」が不可欠です。市民や市民公益活動団体が,従来の行政主導から脱却し,これからは自らが主体となって,様々な地域の課題の解決を図るように取組み,そこへ行政や事業者の協力と連携の関係が構築されることが必要です。すなわち,市民協働の推進が,市民主役のまちづくりを進めていくための原動力となります。

(2)新たな公共サービスの提供

市民が求めている多様で充実した新たな公共サービスを提供するために,行政はこれに効果的に対応しなければなりません。しかし,行政だけでは全ての市民のニーズに対応することが困難になっています。他方で,自発性,独創性,柔軟性,先駆性,迅速性を持った市民や市民公益活動団体及び事業者は,行政と役割を分担し,協働することにより,地域社会での新たな公共サービスをもたらします。このように市民協働によるまちづくりの実現によって,多元で多様な公共サービスの提供が期待されます。

(3)自己実現・生きがいの場

物の豊かさから心の豊かさへ人々の意識が推移している今日,市民は,人間らしい暮らしや自分らしさの発見という自己実現,生きがいの場として福祉,環境,まちづくり,教育,国際交流など様々な分野で自主的な公益的活動を展開しています。市民協働の推進により,このような活動が充実することでさらに自己実現,生きがいを実感できる場となることが期待されます。

3 市民協働の役割分担

(1)市民の役割

市民協働の推進において,まず市民に必要なことは,自分たちがまちづくりの主体であるという認識と自覚により,地域社会に関心を持つことです。自分の周囲の

ことについて,決して他人事ではなく自分自身ができることを考え,行動し,積極的に参加し,それら一連の行動を,継続的に行っていくべきです。

(2)市民公益活動団体の役割

市民公益活動団体が,その活動を通して,公益的な部分に携わる限り,社会的評価が問われ,説明責任も求められます。それらの要件を前提として自らの公益活動を推進していくべきです。

また,市民公益活動団体の活動が,更に活発化するためには,社会的な認知を受ける必要があります。そのためにも活動の情報公開などにより,幅広く市民の理解を得られるような努力が必要です。

(3)事業者の役割

事業者の役割は,自発的に市民協働の理解をし,推進に協力するよう努めることです。

また,事業者は,製品やサービスの供給,雇用創出,納税によりその社会的責任を果たしていますが,そのような経済活動のみで行動するのではなく,現在の社会状況を考えると,更に市民公益活動に目を向けていくべきだと考えます。あくまでも自発的に,市民協働への理解及び協力を必要としています。

(4)行政の役割

市民協働のまちづくりが活発に行われるような環境整備など,適切な施策を速やかに実施していくことが必要です。当面,市民,市民公益活動団体や事業者による市民協働事業における支援策を,計画的かつ総合的に推進していくべきです。

また,市民,市民公益活動団体,事業者及び市がお互いに信頼関係を構築していくため,市民協働事業の情報を,計画,実施,評価における全ての段階で原則として公開しなければなりません。

さらに,職員の啓発や研修などを通して,市民協働の重要性を職員個々が認識し,対等なパートナーとなれるよう職員の意識改革を行うことが必要です。

4 市民協働の基本原則

市民,市民公益活動団体,事業者,及び市が対等な立場のパートナーとして主体的に

それぞれの責務と役割を理解して,市民協働のまちづくりの推進に努めるための基本原則を次のとおりとします。

- (1)対等の原則(どちらも主役) 対等な関係が前提となり,意思決定にもかかわり責任も共有します。
- (2)相互理解の原則(同じテーブルにつき,お互いを理解する) 協働のきっかけづくりとして,普段から話し合いを行い,相手の立場や状況をよ く知るべきです。
- (3) 自主性・自立性の原則(自分のことは自分で決め,他の力を借りない) 市民公益活動の自主性を最大限尊重し,自立化することを推進します。
- (4)目的共有の原則(目指すことは同じ) 目的が共有できたとき協働が成立します。
- (5)公開透明性の原則(みんなが見える) 支援,活動状況などあらゆる市民協働の内容がいつも公開されます。
- 5 呉市の市民協働の現状と課題

(1) 現状

呉市における「市民協働のまちづくり」の取組み事例を概括すると,次のようにま とめることができます。

近年実績を積み重ねている「ふれあいトーク」「出前トーク」などは,コミュニティにおける市民と行政の双方向の対話づくりとなったり,また市内各地域でのコミュニティ活動団体である自治会は,市民の9割近くが加入し,まちづくり活動の重要な役割を担っています。

市民協働の事業では公園ワークショップ,バリアフリーのまちづくりなどのように,市民・市民公益活動団体が先行する協働型の事業が一部で始まったり, 自治会あるいは老人クラブ,商店街で,公園・道路の美化・清掃に住民組織が参加す る取組みも行われています。

また,平成11年6月の大雨による水害や,平成13年3月の芸予地震などを経験

し,市民の災害ボランティアなど公益活動への関心が高まっており,現在呉市に登録されている市民活動を行う団体は200団体,総勢1万人を超え,社会福祉,保健医療,環境保全,教育,国際交流などあるゆる分野での活動が盛んになりつつあります。

平成13年度の呉市市民意識調査では,ボランティア活動に対して全体の7割以上の市民が関心を持ち,14年度に市民協働推進懇話会が実施したアンケートでも,まちづくりの活動をしたいと希望する市民が4割を超えています。

このような現状は, 呉市においても徐々に協働環境がつくられつつあることを示していますが, 同時に行政主導が強いことも指摘されており, 対等な責任と権限をもつ協働を目指すうえでの様々な課題を含んでいます。

(2)課題

協働推進のためのしくみづくり

本市では,平成9年12月に策定した「()第3次呉市長期総合計画」において, 市政への市民参加の促進や多様な市民活動の支援などの仕組みを整えるとともに, 市政に関する情報提供を充実し,市民と行政が一体となって魅力あるまちづくりを 進めることを目指しています。

市民、市民公益活動団体、事業者との協働を進めるためには、行政改革を一層進めながら、市政への市民参画および情報公開ならびに協働を進めるためのしくみづくりを行うことが必要です。

市民公益活動の活性化を図る環境整備

行政は,市民公益活動団体の自発性や自立性を損なわないよう配慮するとともに, 市民公益活動団体に対する行政の関与の公平性・透明性を高めることが必要です。

また,市民公益活動団体の多くは,企業,行政や他の公益法人等に比べ,財政基盤が弱い上,人材,情報,活動場所,組織運営能力等の不足に悩んでいます。

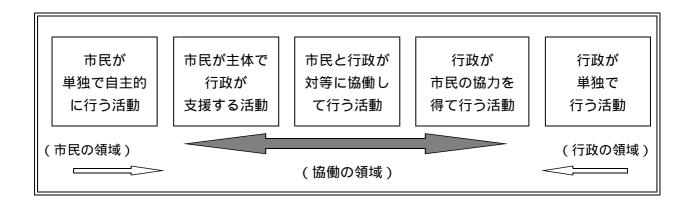
行政は,こうした状況に対し,市民公益活動が活性化し,市民公益活動団体が自立して独自性を発揮できるよう,情報や場所の提供,市民への啓発などによる人材の育成等様々な推進策を実施し,市民公益活動団体との協働を推進することが必要です。

さらに,市民,市民公益活動団体,事業者と行政が,連携,協力し,地域において多様なネットワークが形成されるよう,社会環境の整備を図ることが必要です。 行政サービスの見直しと協働領域の拡大

市民,市民公益活動団体,事業者と行政との協働によるまちづくりを推進するためには,これまで行政が行ってきた社会サービスについて,行政が責任を持つ領域,

市民が担う領域,共に協働する領域に見直すことが必要です。

これらの領域整理については多様な考え方がありますが,市民の合意形成を図りながら,市民,市民公益活動団体,事業者との協働領域を拡大する方向で進めることが必要です。



6 基本計画の期間

この計画は、平成16年度から平成20年度までの5年間を計画の期間とします。

ただし,今後の社会情勢の変化や,施策の動向を踏まえて,この計画は柔軟に 見直すこととします。

7 基本計画の内容

(1)推進体制のしくみづくり

市民協働を推進するためには,これまで以上に市政への市民参画を進め,開かれた市政を目指します。このため,施策の計画・策定・実施・評価など各段階で市民参画に努め,市民協働のまちづくりの時代に向けたシステムの構築を行います。

| 具体的方策 | 内 | 容 | 担 | 当 | 課 |
|---------|---------|--|---|----|---|
| 委員会等の充実 | めに,市民の意 | 5民の理解を深めるた 気見を聴く機会を拡充 3公益活動団体や事業 | 5 | 課共 | 通 |

| | 者からの委員の公募の推進 | |
|--------------------|---|-------|
| | 各地域でのまちづくりの協議会など, 地域のまちづくりを考える機関の設 置 | |
| パブリックコメント 制度の導入 | 市の施策について,市民の意見を聴 くシステムの導入 | ・各課共通 |
| 庁内体制の整備 | 行政が,全庁あげて市民協働の推進が図れるようにするため,市民協働推進担当課の拡充を図り,総合調整機能を持たすとともに,庁内の横断的組織である連絡会議を充実させ,各部課に推進委員を任命 | ・人事課 |
| 推進策の評価制度の 導入 | 市民協働の事業を評価することにより,市民のニーズにあった事業に改善するため,推進施策の自己評価制度や市民協働推進委員会などによる評価制度の導入 | |

(2)情報の共有化

市民一人一人が,自主的にまちづくりに参加するためには,市民・市民公益活動団体・事業者・行政が日常的にコミュニケーションを取り,それぞれの情報が共有でき,行政においても市民や市民公益活動団体・事業者などの貴重な情報が十分に活用できるように行います。

また,市民,市民公益活動団体,事業者,行政の間だけでなく,生涯学習の団体や公益法人など,各団体とのネットワークの構築を行います。

| 具体的方策 | 内容 | 担 | 当 | 課 |
|------------|-------------------|----|-----|----|
| | | | | |
| 市民協働情報の提供の | 市民協働に関する様々な支援策や活 | ・市 | 民生: | 活課 |
| 拡充 | 動情報などを,市民に提供するため, | ・秘 | 書広: | 報課 |

| | 市政だより ,呉ボランティア情報紙 , 生涯学習関連情報紙 , 社会福祉協議 会情報紙などの連携と充実及び市民 協働ハンドブックなどの冊子を発行 | ・福祉保健課・生涯学習課 |
|-------------|--|----------------------------|
| | 呉市ホームページ,ボランティア情報ホームページ,社会福祉協議会や生涯学習などの市民協働に関連するホームページの充実 | ・市民生活課 ・情報政策課 ・生涯学習課 |
| | 市政全般の情報が,市民に積極的に 提供されるような情報公開の充実 | ・各課共通 |
| 情報ネットワークの構築 | 市民公益活動の中間支援組織(NPO法人)が主体となり,市民,市民公益活動団体,事業者,行政などの間を取り持つ市民公益活動の需給や団体の情報データベース,意見交換のできる電子会議室の設置など幅広いネットワークを形成 | ・市民生活課・情報政策課 |
| 相談機能の充実 | 市民公益活動の活発化を図るため, NPO法人化の手続きや広報等の活動支援の制度,また他都市における事例の提供などの相談機能の充実 | ・市民生活課 |
| | 市民協働にかかわる行政の窓口の担 当者や,くれボランティアNPO支 援センターの相談員などの人材の充 実 | |

(3)活動拠点の整備

NPOやボランティアの活動をより一層支援するために、くれボランティア・NPO支援センターの充実を図り、自発的に地域の課題に取組み、市民協働を推進する市民、市民公益活動団体などのため、交流の場の提供や日常のミーティン

グ等の場所の確保を行います。

| 具体的方策 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|--------|
| 総合的拠点機能の整備 (全市レベル) | 呉ポートピアパーク内の「くれボランティア・NPO支援センター」は 利便性も良く,多くの市民の利用が あり,今後総合拠点施設としてより 一層の機能を拡充 | ・市民生活課 |
| | 今後の合併やあるいは国際交流,男 女共同参画などの市民活動分野も考 慮して,新たな総合的複合機能を整 備 | ・秘書広報課 |
| | 市民や市民公益活動団体の自主性を 尊重しながら,ニーズに合った総合 的拠点の管理形態の検討 | ・市民生活課 |
| 活動場所の確保 (地域レベル) | 市民協働の活性化を図るため,地域 住民に身近な拠点施設として,公民 館などの社会教育施設の拡充や,空 き店舗などの活用を促進 | ・商工観光課 |
| 器材等の提供 | 拠点施設に,市民や市民公益活動団体の意見も聴きながら,また他都市を参考にしながら,様々な市民公益活動に必要な器材等の提供を図り,施設を充実 | |

(4)人材の育成・啓発

市民公益活動の体験者が相互に交流し、まちづくりのリーダーなどの輪が広がるような取組みを行います。また、多くの市民公益活動団体が中心的な活動を行う人材の不足に悩んでいるので、活動のための人材の発掘やコーディネートのできる市民や行政職員の養成を進め、活動の時には実際にその役割を担うことがで

きるようなしくみづくりを行います。

また,市民にとって現在のところまだなじみのない「市民協働によるまちづく り」が実感をもって語ることができるように,幅広い世代に対して,様々な啓発 を行います。

| 具体的方策 | 内容 | 担当課 |
|------------------|---|--------|
| 人材養成講座等の実施 | 市民協働推進の中心的な役割を担う 人材を養成するため,活動のリーダーになるためや活動の企画などをするプロデュース,あるいは活動の調整や進行を管理するコーディネートなどを項目として,行政や中間支援組織が主体となった,講座・ワークショップなどの開催 | ・市民生活課 |
| 市民協働講座等の実施 | 市民協働の様々な推進事業に,市民が主体的に参加する意識を培うための講演会,研修,講座,ワークショップなどの開催や啓発 | ・市民生活課 |
| | 事業を通して啓発を図るため,市民 ・市民公益活動団体・事業者・行政 など活動の経験者から意見を取り入 れながら,市民が参加しやすい,あ るいは参加したくなるような事業の 実施 | |
| 人材バンクシステムの 創設 | 市民協働推進のための,市民・市民公益活動団体・事業者・行政それぞれの特技・知識・技能などを持っている人を登録,データベース化することによって,活動の支援ができるような全市的に統合された人材システムの構築 | ・市民生活課 |
| 子どもたちの市民公益 | 次世代の市民協働のまちづくりの担 | ・市民生活課 |

| 活動参画の推進 | い手である子どもたちに,学校や教育委員会と連携をして,ボランティア活動の学習を取り入れたり,研修会などを行なったりして,市民公益活動に関する意識の向上 | |
|---------|---|--|
| | 子どもたちに対して,ボランティア 活動をはじめとする市民公益活動へ の参画の推進 | |

(5)財政的支援

市民や市民公益活動団体の自主性,自立性や公平・公正性,あるいは公開透明性の原則のもとに,補助金等の見直しを行うとともに,市民と行政の協働領域において,業務委託や負担金・補助金交付等の,財政的な支援を行います。

また,市民公益活動団体等が負担すべき経費の軽減なども行います。

| 具体的方策 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|---|------------------------------|
| 市民協働補助制度の 創設 | 市民協働推進委員会などで検討・審 査する先進的な公募型事業の補助金 交付などの制度の創設 | ・市民生活課 ・企画調整課 ・広域行政推進室 |
| | 市民協働支援の基金の制度化の検討 | ・市民生活課 |
| | 民間の企業などによる財政的支援(助成金,備品,器材など)の活用や推進 | ・市民生活課 |
| 財政負担の軽減の制度の推進 | 市民公益活動保険の保険料を行政が 負担したり,活動の拠点や事業実施 の場所となる公共施設の使用料を免 除するなどの制度の拡充 | ・市民生活課 |

参考資料

呉市市民協働推進基本計画の施策

| 方 針 | 項目 | 具 体 策 |
|-------------|-------------------|----------------------------|
| 推進体制のしくみづ | 委員会等の充実 | ・市政に対する市民の意見を聞く機会の |
| くり | | 拡充 |
| | | ・市民や市民公益活動団体や 事業者 |
| | | からの委員の公募の推進 |
| | | ・地域のまちづくりを考える機関の設置 |
| | パブリックコメント制度の導入 | ・市の施策について,市民の意見を聴く |
| | | システムの導入 |
| | 庁内体制の整備 | ・市民協働推進担当課の拡充 |
| | | ・ 庁内の横断組織である連絡会議の充 |
| | | 実 |
| | | ・各部課に推進委員任命 |
| | 推進策の評価制度の導入 | ・推進施策の自己評価制度や附属機関 |
| | | の評価制度の導入 |
| 情報の共有化 | 市民協働情報の提供の拡充 | │・市政だより,呉ボランティア情報紙,生┃ |
| | | 涯学習関連情報紙,社会福祉協議会情 |
| | | 報紙などの連携 , 充実 |
| | | │・市民協働ハンドブックなどの冊子の発┃ |
| | | 行 |
| | | │・ホームページの充実 |
| | | ・市政全般の情報公開の充実 |
| | 情報ネットワークの構築 | ・市民公益活動の需給や団体の情報デ |
| | | ータベース , 電子会議室の設置などネッ |
| | | トワークの形成 |
| | 相談機能の充実 | ·N P O法人化の手続きや広報等の活動 |
| | | 支援の制度など相談機能の充実 |
| | | │・行政の窓口担当者や支援センター相┃ |
| | | 談員など人材の充実 |
| 活動拠点の整備 | 総合的拠点機能の整備(全市レベル) | │·〈れボランティアNPO支援センターの┃ ┃ |
| | | 充実 |
| | | ・新たな総合的複合機能の整備 |
| | | ・総合的拠点の管理形態の検討 |
| | 活動場所の確保(地域レベル) | ・社会教育施設(公民館等)の拡充 |
| | | ・空き店舗など民間施設の活用 |
| | 器材等の提供 | ・各施設への必要な器材等の提供 |
| | | |

| 人材の育成・啓発 | 人材養成講座等の実施 | ・行政や中間支援組織が主体となった, |
|----------|------------------|-------------------------------|
| | | 人材育成のための講座・ワークショップなど |
| | | の開催 |
| | 市民協働講座等の実施 | ・市民が主体的に参加する意識を培うた |
| | | めの , 講演会 , 研修 , 講座 , ワークショップな |
| | | どの開催や啓発 |
| | | ・市民が参加しやすいあるいは参加した |
| | | 〈なるような市民協働事業の実施 |
| | 人材バンクシステムの創設 | ・活動の支援ができるような全市的に統 |
| | | 合されたデータベースなどの人材システ |
| | | ムの構築 |
| | 子どもたちの市民公益活動参画の推 | ・学校におけるボランティア活動の学習 |
| | 進 | などによる啓発 |
| | | ・市民公益活動への参画の推進 |
| 財政的支援 | 市民協働補助制度の創設 | ・公募型市民協働事業への補助金の制 |
| | | 度の創設 |
| | | ・基金の制度化の推進 |
| | | ・民間企業等による支援の活用や推進 |
| | 財政負担の軽減の制度の推進 | ・行政による活動保険の負担や公共施 |
| | | 設の使用料の免除制度の拡充 |

呉市市民協働推進委員会委員名簿

| [| 氏 | 名 | | 所属 | 備 | 考 |
|----|-----|----|----|-------------------|----|----|
| 伊 | 原 | 直 | 昭 | 呉市100周年記念実行委員会委員 | | |
| 井 | 本 | 健 | _ | 呉市100周年記念実行委員会委員 | | |
| 大 | 江 | 貴世 | 士子 | フリーアナウンサー | | |
| 大 | 江 : | 九E | 已子 | 呉サポートセンターくれシェンド理事 | 副委 | 員長 |
| 大 | 藤 | 文 | 夫 | 呉大学社会情報学部助教授 | 委員 | 郊 |
| ЛІ | 野 | 滋 | 祥 | 公募市民 | | |
| 喜 | 田 : | 晃 | 江 | 呉市女性連合会会長 | | |
| 佐 | 藤 | 剛 | 壮 | 公募市民 | | |
| 砂 | 本 : | 文 | 彦 | 広島国際大学社会環境科学部講師 | | |
| 中 | 村 | 隆 | 行 | ひろしまNPOセンター事務局長 | | |
| 北 | 條 ′ | 信 | 雄 | 公募市民 | | |
| 明 | 神 | 裕 | 子 | 公募市民 | | |
| Щ | 本 | 和 | 子 | 子育て支援ネットワークくれ | | |
| 吉 | 井 : | 光 | 廣 | 呉市自治会連合会副会長 | | |

平成16年3月現在

五十音順

呉市市民協働推進条例

制 定 平成15年3月14日 条例第12号

私たちのまち呉市は,美しい瀬戸内海,緑豊かな山々,そして温暖な気候という自然 に恵まれ,穏やかな気質や文化を掛け替えのない資産としてこれまではぐくんできた。

21世紀に入り,時代は大きく変化しつつあり,呉市においても市民のニーズが多様化・複雑化し,少子・高齢化が進む中,教育,福祉,環境,防災,財政など様々な分野での問題に直面してきている。また,地方分権の進展により,独自に処理できる範囲も拡大してきており,特色あるまちづくりが求められているところである。

今後,これらの問題を解決するためには,行政の力だけによるのではなく,市民,市民公益活動団体,事業者及び市が相互の信頼関係を醸成し,それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し,対等な立場で協力し,補完し合いながら,パートナーシップによる市民協働のまちづくりを進めていくことが重要である。

呉市では,第3次長期総合計画の中で,市民と行政が協働して市民主体の新たなまちづくりの展開を図ることを大きな課題の一つとし,そのような視点から様々な施策を展開してきており,その中から市民協働の動きも芽生えてきている。

また,まちづくりの主人公である市民の自由で独創的な発想の下に市民一人一人が自己実現を目指し,自分たちのことは自分たちで決め,行動し,責任を持っていこうとする意識が高まっていることから,市民の活動を土台にした協働の推進が求められている。

呉市制100周年を迎えた今,これからの100年を考えながら,人と人との触れ合いを大切にし,市民が生き生きとして暮らせるような,だれもが「住んでみたい呉市」と思うような個性豊かで活力のあふれるまちづくりを実現するため,ここに「呉市市民協働推進条例」を制定する。

(目的)

第1条 この条例は,市民協働の推進に関する基本理念を定め,市民,市民公益活動団体,事業者及び市の役割を明らかにするとともに,基本的事項を定めることにより,市民協働の推進を図り,もって個性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところ による。
 - (1) 市民協働 不特定かつ多数の者の利益の増進を図ることを目的として,市民,市民公益活動団体,事業者等及び市が,その自主的な行動の下に,お互いに良きパートナーとして連携し,それぞれが自らの知恵と責任においてまちづくりに取り組むことをいう。
 - (2) 市民公益活動 市民及び事業者が,自主的かつ自発的に行う営利を目的としない 活動で,不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものをい

- う。ただし,次に掲げる活動を除く。
- ア 宗教の教義を広め,儀式行事を行い,及び信者を教化育成することを目的とす る活動
- イ 政治上の主義を推進し,支持し,又はこれに反対することを目的とする活動
- ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職 をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは 公職にある者又は政党を推薦し,支持し,又はこれらに反対することを目的とす る活動
- (3) 市民公益活動団体 市民公益活動を行うことを主たる目的とする継続性を持つ団体をいう。
- (4) 事業者 営利を目的とする事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 市民,市民公益活動団体,事業者及び市は,個性豊かで活力のある地域社会の 実現のため,それぞれの責任と役割を理解し,対等な立場で市民協働のまちづくりの 推進に努めなければならない。

(市民の役割)

- 第4条 市民は,まちづくりの主体としての認識と自覚により,積極的に,地域社会に 関心を持ち,自らができることを考え,及び行動するよう努めるものとする。
- 2 市民は、市民公益活動に関心を持ち、その活動の発展と推進に協力するよう努めるものとする。
- 3 前2項に規定する市民の役割は,強制されるものではなく,個々の市民の自発性に基づくものでなければならない。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は,社会的責任を自覚し,自己の責任の下に市民公益活動を 推進し,広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、市民協働に関する理解に努め、その推進に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

- 第7条 市は,市民協働のまちづくりに向けての環境整備等を総合的かつ計画的に推進 するよう努めるものとする。
- 2 市は、市民協働の事業計画、実施等に関する情報を原則として公開するよう努めるものとする。
- 3 市は,市職員に対して市民公益活動の果たす役割の重要性を認識させ,常に市民協働に向けた意識の高揚を図り,啓発に努めるものとする。

(支援)

第8条 市は,市民公益活動団体等が行う市民協働のまちづくりに寄与すると認められる事業に対し,必要な支援に努めるものとする。

(意見等の提出)

第9条 市長は,市民協働のまちづくりに関する意見等の提出があった場合は,必要に

応じてその意見等について調査・審議するものとする。

(基本計画の策定)

- 第10条 市長は,市民協働の推進に関して基本計画を定めるものとする。
- 2 市長は,基本計画を策定しようとするときは,呉市市民協働推進委員会の意見を聴かなければならない。

(呉市市民協働推進委員会の設置)

- 第11条 市は,市民協働の推進に関する事項について,調査,審議,助言等を行うため,呉市市民協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は,委員15人以内で組織する。
- 3 委員は,次に掲げる者のうちから,市長が委嘱する。
 - (1) 公募した市民
 - (2) 市民公益活動を行う者
 - (3) 事業者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他市長が適当であると認める者
- 4 委員の任期は,2年とする。ただし,委員が欠けた場合における後任の委員の任期は,前任者の残任期間とする。
- 5 委員は,再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか,委員会の組織及び運営に関し必要な事項は,市長が別に定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

付 則

この条例は,平成15年4月1日から施行する。